

愛知県水素エネルギー社会形成研究会規約

(目 的)

第1条 水素エネルギー社会形成研究会（以下「研究会」という。）は、愛知県において地域の産学行政連携のもと、水素エネルギーを巡る諸状況について情報共有し、水素エネルギー社会の形成に向けた機運を醸成するとともに、水素エネルギーを利活用したプロジェクトの立案、推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第2条 研究会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 水素エネルギー関連の情報提供に関すること。
- (2) 水素エネルギーの利活用に係る調査、研究に関すること。
- (3) 水素エネルギー関連のプロジェクトの企画、提案、立ち上げに関すること。
- (4) その他研究会の推進に必要な事項に関すること。

(会 員)

第3条 会員は、第1条の目的に賛同する者とする。

- 2 研究会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に届け出ることにより会員になることができる。
- 3 会員が本研究会を退会しようとするときは、その旨を事務局に届けなければならない。

(ワーキンググループ)

第4条 研究会の目的を達成するため、関係者によるプロジェクトごとのワーキンググループを設置する。

- 2 前項のワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶 務)

第5条 研究会の事務局は、愛知県産業労働部産業科学技術課において担うものとする。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。